

(参考1) 内閣官房 健康医療戦略推進本部「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」(平成30年6月14日)(抄)

○ 外国人観光客自身の適切な費用負担を前提に、予期せぬ病気やけがの際、不安を感じることなく医療等を受けられ、安全に帰国できる仕組みを構築。

【取組2-11】通訳等の附帯サービスの上乗せを含めた自由診療である外国人観光客向け医療に関する価格の合理的な設定方法の提示

○ 厚生労働科学研究の研究結果に基づき、自由診療である外国人観光客向けの医療に関し、通訳等の附帯サービスの上乗せを含め価格の合理的な設定方法を提示する。

○ その際、公正取引委員会と必要な調整を行うとともに、社会医療法人等に係る医療税制との関係を整理する。

(参考2)「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)

第2 具体的施策

I 「Society5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等

[4]「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

4. 観光・スポーツ・文化芸術 (3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 観光

③すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

ク) 急患等にも十分対応できる外国人旅行者受入体制の充実

・滞在中に医療機関に受診する訪日外国人旅行者の増加を踏まえ多言語対応等の充実や訪日外国人の保険加入の促進等に取り組む。

本要望に
対応する
縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	政策の達成目標	○ 外国人観光客自身の適切な費用負担を前提に、予期せぬ病気やけがの際、不安を感じることなく医療等を受けられ、安全に帰国できる仕組みを構築。 ○ 地域における医療提供体制を維持する
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	H31年度 社会医療法人 303法人(推計 H30年現在 291法人+12法人) 特定医療法人 216法人(推計 H30年現在 216法人現状維持) 認定医療法人 300法人(推計 3年間で1000法人の認定目標より) オープン病院等を開設する医師会等 62法人(H30年7月の調査により把握した数) 福祉病院を開設する公益法人等 52法人(H30年7月の調査により把握した数) 農業協同組合連合会が行う医療保健業(厚生連等) 33法人(H30年3月31日現在) これらのうち、訪日外国人の診療を行う医療機関。地域的には観光地などの医療機関が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	医療機関が、訪日外国人に対して、診療の費用に見合った金額を請求することで、経営が安定するとともに、医療機関における訪日外国人の受入が進み、医療提供体制の維持に資する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	「医療機関における外国人患者環境整備事業」において、医療通訳や外国人向け医療コーディネーターの配置を行い、医療機関における訪日外国人の受入れ環境整備を実施。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	医療機関における外国人患者環境整備事業 (平成30年度 136,692千円)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	社会医療法人等は、承認要件を満たさない場合、承認取消となることから、訪日外国人の診療において、損失を甘受し、診療している現状であり、この解決のためには要件の見直しが必要である
	ページ	18—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—